

ドナー適格性判定基準(BMH/PBSCH) 改訂(2018/10/15)

【感染症、性病、寄生虫疾患】 P45

旧				新		
詳細	BMH	PBSCH	詳細	BMH	PBSCH	
シャーガス病	D	D	(変更なし)			
<p>シャーガス病の既往がある場合は不可</p> <p>以下、(1)～(3)に該当する場合は不可 ※55歳まで保留</p> <p>(1)中南米諸国で生まれた、又は育った。 (2)母親が、中南米諸国で生まれた、又は育った。 (3)上記(1)に該当しない方で、中南米諸国に通算4週間以上滞在した。</p> <p>【対象地域】 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、チリ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、フランス領ギアナ、フォークランド諸島(英領)</p>	C	C	<p>以下、(1)～(3)に該当する場合は不可 ※55歳まで保留</p> <p>(1)中南米諸国で生まれた、又は育った。 (2)母親又は母方の祖母が、中南米諸国で生まれた、又は育った。 (3)上記(1)に該当しない方で、中南米諸国に通算4週間以上滞在した。</p> <p><u>上記いずれかに該当する方で、中南米地域の対象国・地域を離れてから6カ月以上経過し、シャーガス病の抗体検査で陰性の確認ができる方</u></p> <p>【対象地域】 (変更なし)</p>	C	C	
				A	A	